

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間**に生ずる預金・定期積金・公社債の利子や、投資信託の分配金・譲渡益および信用組合の普通出資配当金等に課税される所得税に対し、復興特別所得税として所得税額の2.1%が付加されます。

【預金・定期積金・公社債の利子や投資信託の分配金・譲渡益および信用組合の普通出資配当金等に対する課税税率】

	預金・定期積金・公社債の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益 等	公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益 等	信用組合の 普通出資配当金
～平成24年12月31日	<b>20%</b> (所得税 15%、住民税 5%)	<b>10%</b> (所得税 7%、住民税 3%)	<b>20%</b> (所得税 20%)
平成25年1月1日 ～平成25年12月31日	<b>20.315%</b> (所得税 15.315%、住民税 5%)	<b>10.147%</b> (所得税 7.147%、住民税 3%)	<b>20.42%</b> (所得税 20.42%)
平成26年1月1日 ～平成49年12月31日		<b>20.315%</b> ( ) (所得税 15.315%、住民税 5%)	

( ) 証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更

平成25年1月1日以後の利払日に支払われる利子などの全額に対して上記税率で課税されます。

マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。

租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

個人向け国債を満期前に中途換金する場合の中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。

公募株式投資信託等の譲渡益や普通分配金（総合課税を選択した場合）等に対する税率は、「総合課税における所得税額×2.1%」が復興特別所得税として付加されます。

内国法人等は利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます。（なお、公募株式投資信託の普通分配金等では、住民税は徴収されません）。

公社債や投資信託の窓口販売を行っていない信用組合もございます。

